

# 山梨県公報

第二千四百四十号

平成二十三年

六月六日

月 曜 日

## 目次

河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議……………三三三

一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定……………三五三

土地改良区役員の退任及び就任……………三五三

## 告示

### 山梨県告示第二千二百一十一号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土整備部治水課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年六月六日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名称 富士川水系 白井沢宮川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 北杜市長坂町長坂上条字長大地二千六百七十七番一から北杜市長坂町長坂上条字長大地二千七百八十番二地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所

- 1 氏名 北杜市長 白倉政司
  - 2 住所 北杜市須玉町大豆生田九百六十一番一号
- 五 管理の内容

- 1 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるもの

- についての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
  - 六 管理の期間 平成二十三年六月六日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止するときまで

### 山梨県告示第二千二百一十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年六月六日

山梨県知事 横内正明

- 一 認定番号
- 山梨県指令建任第千二百一十号
- 二 認定対象区域
- 南都留郡富士河口湖町船津字長尾千四百二十四番一、千四百二十四番四、字藤久保千五百八十六番二、千五百八十六番五
- 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所
- 山梨県土整備部建築住宅課

## 公告

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、鶴島土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十三年六月六日

山梨県知事 横内正明

### 一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	上條通	上野原市鶴島二四一四番地	平成二十三年四月二十日
同	長谷川幹雄	同 八三四番地	同

二 就任

同	同	同	同	同
安藤 英夫	長田 昌司	河内 静枝	上條マサ江	長田 敏子
上野原市新田二一八番地	上野原市鶴島二六六九番地一	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	上條 通	上野原市鶴島二四一四番地	平成二十三年四月二十一日
同	長谷川 幹雄	同 八三四番地	同
同	安藤 英夫	上野原市新田二一八番地	同
同	長田 昌司	上野原市鶴島二六六九番地一	同
同	河内 静枝	同 九四三番地	同
監事	上條マサ江	同 五八九番地四	同
同	長田 敏子	同 二〇四五番地五	同